

自主点検表（指定短期入所療養介護事業）

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	未定	
第 1 基本方針	指定短期入所療養介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。				法第 73 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 141 条
第 2 人員に関する基準	指定短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき短期入所療養介護従業者の員数は、次のとおりとなっているか。				法第 74 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 142 条第 1 項
1 介護老人保健施設の場合	医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法（第 97 条第 2 項）に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上となっているか。				平 11 厚令 37 第 142 条第 1 項第 1 号
2 指定介護療養型医療施設の場合	医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における法（第 110 条第 1 項）に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上となっているか。				平 11 厚令 37 第 142 条第 1 項第 2 号
3 療養病床(医療法第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所の場合 ※ 2 に該当するものを除く。	医師、薬剤師、看護職員、介護職員(看護補助者)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上となっているか。				平 11 厚令 37 第 142 条第 1 項第 3 号

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	未	
4 診療所の場合 ※2及び3に該当するものを除く。	看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置しているか。				平 11 厚令 37 第 142 条第 1 項第 4 号
5 介護医療院 の場合	医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上となっているか。				平 11 厚令 37 第 142 条第 1 項第 5 号
第3 設備に関する基準					
1 介護老人保健施設 の場合	法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備を有しているか。				平 11 厚令 37 第 143 条第 1 項第 1 号
2 指定介護療養型 医療施設の場合	法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備を有しているか。				平 11 厚令 37 第 143 条第 1 項第 2 号
3 療養病床を有する 病院又は診療所 の場合 ※2に該当するもの を除く。	医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有しているか。				平 11 厚令 37 第 143 条第 1 項第 3 号
4 診療所の場合 ※2及び3に該当 するものを除く。	次に掲げる要件に適合しているか。 イ 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートル以上とすること。 ロ 浴室を有すること。 ハ 機能訓練を行うための場所を有すること。 3及び4に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有しているか。				平 11 厚令 37 第 143 条第 1 項第 4 号 平 11 厚令 37 第 143 条第 2 項

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	未	
	指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準に規定する設備に関する基準を満たすことをもって上記基準を満たしているものとみなすことができる。				平 11 厚令 37 第 143 条第 3 項
5 介護医療院の場合	法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備を有するか。				平 11 厚令 37 第 143 条第 1 項第 5 号
第 4 運営に関する基準 1 対象者	指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院若しくは診療所の療養病床に係る病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟に係る病室において指定短期入所療養介護を提供しているか。				法第 74 条第 2 項 平 11 厚令 37 第 144 条
2 内容及び手続の説明及び同意	指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ているか。				平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 125 条)
3 指定短期入所療養介護の開始及び終了	指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。				平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 126 条第 2 項)

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	未	
4 提供拒否の禁止	<p>指定短期入所療養介護事業者は、正当な理由なく指定短期入所療養介護の提供を拒んではいないか。</p> <p>特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p>				平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 9 条) 準用(平 11 老 企 25 第 3 の一の 3(2))
5 サービス提供困難時の対応	<p>指定短期入所療養介護事業者は、当該指定短期入所療養介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所療養介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所療養介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>				平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 10 条)
6 受給資格等の確認	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか</p>				平 11 厚令 37 第 155 条 準用 (第 11 条第 1 項)
	<p>(2) 指定短期入所療養介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所療養介護を提供するよう努めているか。</p>				平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 11 条 第 2 項) (法 73 条 2 項)
7 要介護認定等の申請に係る援助	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p>				平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 12 条 第 1 項)

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	未	
	(2) 指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。				平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 12 条 第 2 項)
8 心身の状況等の把握	指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。				平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 13 条)
9 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第 64 条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定短期入所療養介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。				平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 15 条)
10 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定短期入所療養介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所療養介護を提供しているか。				平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 16 条)
11 サービスの提供の記録	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護を提供した際には、当該指定短期入所療養介護の提供日及び内容、当該指定短期入所療養介護について法第 41 条第 6 項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。				平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 19 条 第 1 項)

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	懸念	
	(2) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。				平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 19 条 第 2 項)
12 利用料等の受領	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。				平 11 厚令 37 第 145 条第 1 項
	(2) 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。				平 11 厚令 37 第 145 条第 2 項
	(3) 指定短期入所療養介護事業者は、上記(1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。 ① 食事の提供に要する費用(法第 51 条の 3 第 1 項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、法第 51 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額(法第 51 条の 3 第 4 項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、法第 51 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。) ② 滞在に要する費用(法第 51 条の 3 第 1 項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、法第 51 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する居住費の基準費用額(法第 51 条の 3 第 4 項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、法第 51 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)				平 11 厚令 37 第 145 条第 3 項 ※厚生労働大臣の定める基準第 123 号＝厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準 ※厚生労働大臣が別に定める場合＝指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	未	
	<p>③ 厚生労働大臣の定める基準(平成12年厚生省告示第123号)に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>④ 厚生労働大臣の定める基準(平成12年厚生省告示第123号)に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>⑤ 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)</p> <p>⑥ 理美容代</p> <p>⑦ 上記①から⑥に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。</p> <p>なお、⑦の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱について」に沿って適切に取り扱われているか。</p>				(平成12年2月10日厚生省告示第19号) 平12老企54
	(4) (3)の①から④までに掲げる費用については、居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号)によっているか。				平11厚令37第145条第4項
	(5) 指定短期入所療養介護事業者は、(3)に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ているか。また、(3)①から④までに掲げる費用に係る同意については、文書によっているか。				平11厚令37第145条第5項
	(6) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生省令(施行規則第65条)で定めるところにより、領収証を交付しているか。				法第41条第8項
	(7) 指定短期入所療養介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定短期入所療養介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第2号に規定する厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定短期入所療養介護に要した費用の額を超えるときは、当該現				施行規則第65条

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	未	
	に指定短期入所療養介護に要した費用の額とする。)食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。				
13 保険給付の請求のための証明書の交付	指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。				平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 21 条)
14 指定短期入所療養介護の取扱方針	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行なっているか。				平 11 厚令 37 第 146 条第 1 項
	(2) 指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われているか。「相当期間以上」とは、概ね 4 日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4 日未満の利用者であっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況を踏まえて必要な療養を提供しているか。				平 11 厚令 37 第 146 条第 2 項 平 11 老企 25 第 3 の九の 2 (2)①
	(3) 短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。				平 11 厚令 37 第 146 条第 3 項
	(4) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(身体的拘束等)を行っていないか。				平 11 厚令 37 第 146 条第 4 項

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	未	
	<p>身体拘束禁止の対象となる具体的行為</p> <p>① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。</p> <p>④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。</p> <p>⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。</p> <p>⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。</p> <p>⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。</p> <p>⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。</p> <p>⑪ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。</p>				平 13 老 発 155 (身体拘束ゼロへの手引き)
	<p>(5) 指定短期入所療養介護事業所の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。</p> <p>そのため、指定短期入所療養介護事業所の管理者は、都道府県等が行うシンポジウム等に参加し、または、従業者を参加させるなど従業者の意識啓発に努めているか。</p>				平 13 老 発 155 の 2, 3
	<p>(6) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むとともに改善計画を作成しているか。</p>				平 13 老 発 155 の 3, 5

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	懸念	
	① 事業所内の推進体制 ② 介護の提供体制の見直し ③ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き ④ 事業所の設備等の改善 ⑤ 事業所の従業者その他の関係者の意識啓発のための取り組み ⑥ 利用者の家族への十分な説明 ⑦ 身体拘束廃止に向けての数値目標				
	(7) 指定短期入所療養介護事業者は、(4)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 また、当該記録は主治医が診療録に行っているか。				平 11 厚令 37 第 146 条第 5 項 平 11 老企 25 第 3 の九の 2(2)②
	なお、記録にあたっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存しているか。				平 13 老発 155 の 6
	(8) 指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。				平 11 厚令 37 第 146 条第 6 項
15 短期入所療養介護計画の作成	(1) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しているか。				平 11 厚令 37 第 147 条第 1 項
	(2) 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。				平 11 厚令 37 第 147 条第 2 項

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	未	
	(3) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。				平 11 厚令 37 第 147 条第 3 項
	(4) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しているか。				平 11 厚令 37 第 147 条第 4 項
16 診療の方針	<p>医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとして いるか。</p> <p>① 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行っているか。</p> <p>② 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行っているか。</p> <p>③ 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っているか。</p> <p>④ 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行っているか。</p> <p>⑤ 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほかに行っていないか。</p> <p>⑥ 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方していないか。</p> <p>⑦ 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じているか。</p>				<p>平 11 厚令 37 第 148 条</p> <p>※別に厚生労働大臣の定めるもの＝厚生労働大臣が定める療法等（平成 12 年 3 月 30 日厚生省告示第 124 号）</p> <p>※厚生労働大臣が定める医薬品＝指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品</p>
17 機能訓練	指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行っているか。				平成 11 厚令 37 第 149 条
18 看護及び医学的管理の下における介護	(1) 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われているか。				平 11 厚令 37 第 150 条第 1 項

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	未	
	(2) 指定短期入所療養介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。				平11厚令37 第150条第2項
	(3) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。				平11厚令37 第150条第3項
	(4) 指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。				平11厚令37 第150条第4項
	(5) 指定短期入所療養介護事業者は、(1)から(4)に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。				平11厚令37 第150条第5項
	(6) 指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならないか。				平11厚令37 第150条第6項
19 食事の提供	(1) 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われているか。				平11厚令37 第151条第1項
	(2) 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めているか。 なお、転換型の療養病床等であって食堂がない場合には、できるだけ離床して食事が食べられるよう努めているか。				平11厚令37 第151条第2項 平11老企25第 3の九の2(7)①
	(3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしているか。				平11老企25第 3の九の2(7)②
	(4) 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降としているか。				平11老企25第 3の九の2(7)③
	(5) 食事の提供に関する業務は指定短期入所療養介護保険事業者が行うことが望ましいが、第三者に委託している場合には、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について事業者自らが行う等、当該事業者の管理者が業務遂行上必要な注意を果たすような体制と契約内容により、当該事業者の最終的責任の下で食事サービスの質が確保されているか。				平11老企25第 3の九の2(7)④

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	未	
	(6) 食事提供については、利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、療養室等関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられているか。				平 11 老企 25 第 3 の九の 2(7)⑤
	(7) 利用者に対しては適切な栄養食事相談を行っているか。				平 11 老企 25 第 3 の九の 2(7)⑥
	(8) 食事内容については、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられているか。				平 11 老企 25 第 3 の九の 2(7)⑦
20 その他のサービスの提供	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。 (2) 指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。				平 11 厚令 37 第 152 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 152 条第 2 項
21 利用者に関する市町村への通知	指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定短期入所療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。				平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 26 条)
22 管理者の責務	(1) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、指定短期入所療養介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所療養介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。				平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 52 条 第 1 項)
	(2) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、当該指定短期入所療養介護事業所の従業者に平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号の「第 10 章第 4 節 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。				平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 52 条 第 2 項)
23 運営規程	指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容				平 11 厚令 37 第 153 条

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	未	
	③ 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 ④ 通常の送迎の実施地域 ⑤ 施設利用に当たっての留意事項 ⑥ 非常災害対策 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項 (経過措置) 虐待の防止に係る措置は、令和6年3月31日まで努力義務 (令和6年4月1日より義務化)。				平 11 老企 25 第 3 九の 2(8)
24 勤務体制の確保等	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所療養介護を提供できるよう、指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。				平 11 厚令 37 第 155 条準用 (第 101 条第 1 項)
	(2) 当該病院、診療所又は介護老人保健施設の従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにしているか。				平 11 老企 25 第 3 の 九 の 2(11)
	(3) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該指定短期入所療養介護事業所の従業者によって指定短期入所療養介護を提供しているか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。				平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 101 条 第 2 項)
	(4) 指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。 その際、当該指定短期入所療養介護事業所は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 (経過措置) 認知症に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置は、令和 6 年 3 月 31 日まで努力義務（令和 6 年 4 月 1 日より義務化）。				平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 101 条 第 3 項)
	(5) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。				平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 101 条 第 4 項)

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	該当	
25 業務継続計画の策定等	(1) 指定短期入所療養介護事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 （経過措置） 業務継続計画の策定等は、令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。				平11厚令37 第155条 準用（第30条の2第1項）
	(2) 指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。				平11厚令37 第155条 準用（第30条の2第2項）
	(3) 指定短期入所療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。				平11厚令37 第155条 準用（第30条の2第3項）
26 定員の遵守	指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはいないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、差し支えない。				平11厚令37 第154条
	① 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数 ② 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数 ③ 診療所（②に掲げるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数 ④ 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合				

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	未	
	において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数				
27 非常災害対策	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に短期入所療養介護従業者に周知するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。</p> <p>この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第 8 条の規定により防火管理者を置くこととされている指定短期入所療養介護事業所にあつてはその者に行わせているか。</p> <p>また、「関係機関への通報(連携)体制の整備」とは、火災等の災害時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制づくりを求めるものであり、これを実施しているか。</p> <p>さらに、防災管理者を置かなくてもよいこととされている指定短期入所療養介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。</p>				<p>平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 103 条)</p> <p>準用(平 11 老 企 25 第 3 の 六の 3(6))</p>
	(2) 指定短期入所療養介護事業者は、(1)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。				平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 103 条 第 2 項)
	非常災害対策を講ずるに当たっては、利用者の特性に応じた円滑な避難が確保されるよう配慮するとともに、県又は市町村が実施する災害時要援護者に係る防災対策に協力するよう努めているか。				平 24 県規則 47 第 2 条

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	該当	
28 衛生管理等	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行っているか。				平 11 厚令 37 第 155 条 準用（第 118 条第 1 項）
	(2) 指定短期入所療養介護事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じているか。 (経過措置) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置は、令和 6 年 3 月 31 日まで努力義務（令和 6 年 4 月 1 日より義務化）。 ① 当該指定短期入所療養介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、短期入所療養介護従業者に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定短期入所療養介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③ 当該指定短期入所療養介護事業所において、短期入所療養介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。				平 11 厚令 37 第 155 条 準用（第 118 条第 2 項）
	※ 入浴設備について ア 施設の入浴設備構造について、理解しているか。 イ 循環式浴槽、気泡発生装置、温泉水利用といった管理に注意を要する設備の場合、保守点検業者等と連携し、次の通知を参考に自主管理手引書を作成しているか。 「レジオネラ症発症防止にかかる高齢者福祉施設浴槽等自主管理手引書の作成について」（平成 23 年 8 月 19 日付け 243-1760 宮崎県長寿介護課長通知） ウ イの自主管理手引書に基づき管理し、点検表を作成しているか。				
	(3) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。				準用（平 11 老 企 25 第 3 の六の 3(8)①

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	懸念	
29 掲示	指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。なお、書面を当該指定短期入所療養介護事業所に備え付け、かつこれをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、提示に代えることができる。				平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 32 条)
30 秘密保持等	(1) 指定短期入所療養介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。				平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 33 条 第 1 項)
	(2) 指定短期入所療養介護事業者は、当該指定短期入所療養介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。				平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 33 条 第 2 項)
	(3) 指定短期入所療養介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。				平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 33 条 第 3 項)
31 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。				平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 35 条)
32 苦情処理	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定短期入所療養介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っ				平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 36 条 第 1 項) 準用(平 11 老企 25 第 3 の一の 3(28)①)

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	未	
	ているか。				
	(2) 指定短期入所療養介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。				平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 36 条 第 2 項)
	(3) 指定短期入所療養介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。				準用(平 11 老 企 25 第 3 の一 の 3(28)②)
	(4) 指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定短期入所療養介護に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。				平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 36 条 第 3 項)
	(5) 指定短期入所療養介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。				平 11 厚令 37 第 155 条準用 (第 36 条第 4 項)
	(6) 指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 2 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。				平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 36 条 第 5 項)
	(7) 指定短期入所療養介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか				平 11 厚令 37 第 155 条準用 (第 36 条第 6 項)

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	未	
33 地域との連携等	指定短期入所療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定短期入所療養介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。				平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 36 条の 2)
34 地域等との連携	指定短期入所療養介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。				平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 139 条)
35 事故発生時の対応	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。				平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 37 条第 1 項)
	(2) 指定短期入所療養介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。				平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 37 条第 2 項)
	(3) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行っているか。				平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 37 条第 3 項)
	(4) 指定短期入所療養介護事業者は、事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。				準用(平 11 老 企 25 第 3 の一 の 3(30))

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	該当	
36 虐待の防止	<p>指定短期入所療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>(経過措置)</p> <p>虐待の防止に係る措置は、令和6年3月31日まで努力義務(令和6年4月1日より義務化)。</p>				平11厚令37第155条準用(第37条の2)
	① 当該指定短期入所療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、短期入所療養介護従業者に周知徹底を図っているか。				
	② 当該指定短期入所療養介護事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。				
	③ 当該指定短期入所療養介護事業所において、短期入所療養介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。				
	④ 措置を適切に実施するための担当者を置いているか。				
37 会計の区分	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所療養介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。				平11厚令37第155条準用(第38条)
	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。				平13老振18号
38 記録の整備	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。				平11厚令37第154条の2第1項
	<p>(2) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日(※)から2年間保存しているか。</p> <p>① 短期入所療養介護計画</p> <p>② 基準第19条第2項の規定を準用する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>				平11厚令37第154条の2第2項

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	非 当	
	<p>③ 基準第 146 条第 5 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>④ 基準第 26 条の規定を準用する市町村への通知に係る記録</p> <p>⑤ 基準第 36 条第 2 項の規定を準用する苦情の内容等の記録</p> <p>⑥ 基準第 37 条第 2 項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>なお、指定短期入所療養介護の提供に関する記録には診療録が含まれる。</p> <p>※「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、入所者の死亡、入所者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。</p>				
第 5 変更の届出等	<p>指定短期入所療養介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生省令（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 36 号「介護保険法施行規則」第 131 条）で定める事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、厚生省令（同上）で定めるところにより、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>また、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生省令（同上）で定めるところにより、その廃止又は休止の 1 月前までにその旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>				介護保険法 第 75 条

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	該当	
第6 介護給付費の算定 及び取扱 1 基本的事項	(1) 指定短期入所療養介護事業に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第103号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 (2) 指定短期入所療養介護事業に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。 (3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。				法第41条第4項 平12厚告19の一 平12厚告19の二 平12厚告19の三
2 介護老人保健施設における短期入所療養介護費 (1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	① 介護老人保健施設短期入所療養介護費及びユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費について、平成27年厚生労働省告示第96号（厚生労働大臣が定める施設基準）の十四のイ又はロに適合し、かつ、平成12年厚生労働省告示第29号（厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準）の二のイを満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び平成27年厚生労働省告示第96号（厚生労働大臣が定める施設基準）の十五に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。 ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定しているか。 なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士の員数が平成12年厚生労働省告示第27号の四のイに該当する場合は、同告示により算定しているか。				平12厚告19の別表の9-1-(1)(2)(3)の注1

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	該当	
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	<p>② 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費について、平成 27 年厚生労働省告示第 96 号（厚生労働大臣が定める施設基準）の十四のハに適合し、かつ、平成 12 年厚生労働省告示第 29 号（厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準）の二のイを満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所において、平成 27 年厚生労働省告示第 94 号（厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等）の二十四に定める利用者に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が平成 12 年厚生省告示第 27 号の四のイに該当する場合は、同告示により算定しているか。</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-1-(1)(2)(3) の注 2
	<p>③ ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費について、平成 27 年厚生労働省告示第 96 号（厚生労働大臣が定める施設基準）の十六において準用する同告示の十一に定める施設基準を満たさない場合は、1 日につき所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定しているか。</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-1-(1)(2)(3) の注 3
(4) 夜勤職員配置加算	<p>介護老人保健施設短期入所療養介護費及びユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費について、平成 12 年厚生労働省告示第 29 号（厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準）の二のイ（3）を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、夜勤職員配置加算として 1 日につき 24 単位を所定単位数に加算しているか。</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-1-(1)(2)(3) の注 4

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	未	
(5) 個別リハビリテーション実施加算	指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該個別リハビリテーション計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合は、個別リハビリテーション実施加算として、1日につき240単位を所定単位数に加算しているか。				平 12 厚告 19 の別表の 9-1 (1) (2) (3) の注 5
(6) 認知症ケア加算	平成 27 年厚生労働省告示第 96 号（厚生労働大臣が定める施設基準）の十七の基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき76単位を所定単位数に加算しているか。				平 12 厚告 19 の別表の 9-1 (1) (2) (3) の 注 6
(7) 認知症行動・心理症状緊急対応加算	介護老人保健施設短期入所療養介護費及びユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算しているか。				平 12 厚告 19 の別表の 9-1 (1) (2) (3) の 注 7
(8) 緊急短期入所受入加算	平成 27 年厚生労働省告示第 94 号（厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等）の二十五に定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算しているか。 ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない。				平 12 厚告 19 の別表の 9-1 (1) (2) (3) の 注 8

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	懸念	
(9) 若年性認知症利用者受入加算	<p>平成 27 年厚生労働省告示第 95 号（厚生労働大臣が定める基準）の十八に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として介護老人保健施設短期入所療養介護費及びユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費については 1 日につき 120 単位を、特定介護老人保健施設短期入所療養介護費については 1 日につき 60 単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない。</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-1-(1)(2)(3) の注 9
(10) 重度療養管理加算	<p>介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）及び特定介護老人保健施設短期入所療養介護費について、利用者（要介護状態区分が要介護 4 又は要介護 5 の者に限る。）であって、平成 27 年厚生労働省告示第 94 号（厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等）の二十六で準用する十八に定める状態にあるものに対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合は、重度療養管理加算として、介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）及びユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）については 1 日につき 120 単位を、特定介護老人保健施設短期入所療養介護費については 1 日につき 60 単位を所定単位数に加算する。</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-1-(1)(2)(3) の注 10
(11) 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 イ 加算Ⅰ	<p>介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）の介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）及び（ⅱ）並びにユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）及び経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）について、平成 27 年厚生労働省告示第 95 号の三十九の二のイに適合するものとして知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）として、1 日につき 34 単位を所定単位数に加算しているか。</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-1-(1)(2)(3) の注 11

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	未	
□ 加算Ⅱ	介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)及び(ⅳ)並びにユニット型介護保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)又は(ⅳ)及び経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)について、平成27年厚生労働省告示第95号の三十九の二のロに適合するものとして知事に届け出た介護老人保健施設については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)として、1日につき46単位を所定単位数に加算しているか。				
(12) 送迎加算	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算しているか。				平 12 厚告 19 の別表の 9-1 -(1)(2)(3) の 注 12
(13) 従来型個室の特 例	従来型個室の利用者の内、次の要件に適合する利用者の介護報酬の適用に当たっては、多床室の報酬としているか。 イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると <u>医師が判断したもの</u> ロ 平成27年厚生労働省告示第96号(厚生労働大臣が定める施設基準)の二十一のイ(療養室の面積が8.0㎡以下)に適合する従来型個室を利用する者 ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると <u>医師が判断した者</u>				平 12 厚告 19 の別表の 9-1 -(1)(2)(3) の 注 13
(14) その他	指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注6の規定による届出に相当する介護保健施設サービスに係る届出があったときは、注1及び注6の規定による届出があったものとみなす。				平 12 厚告 19 の別表の 9-1 -(1)(2)(3) の 注 14
(15) 連続した利用	利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定していないか。				平 12 厚告 19 の別表の 9-1 -(1)(2)(3) の 注 15

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	懸念	
(16) 特別療養費	介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）及び（Ⅲ）並びにユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）及び（Ⅲ）について、利用者に対して、指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として、平成 20 年厚生労働省告示第 273 号（特別療養費に係る指導管理等及び単位数）に定めるものを行った場合に、特別療養費として、同告示に定める単位数に 10 円を乗じて得た額を所定単位数に加算しているか。				平 12 厚告 19 の別表の 9-1 -(1) (2) (3) の 注 16
(17) 療養体制維持特別加算	介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）及び（Ⅲ）並びにユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）及び（Ⅲ）について、平成 27 年厚生労働省告示第 96 号（厚生労働大臣が定める施設基準）の十八に適合しているものとして知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所について、当該施設基準に掲げる区分に従い、療養体制維持特別加算として、次の区分に応じ、それぞれ 1 日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。 イ 療養体制維持特別加算（Ⅰ） 27 単位 ロ 療養体制維持特別加算（Ⅱ） 57 単位				平 12 厚告 19 の別表の 9-1 -(1) (2) (3) の 注 17
(18) 特別介護老人保健施設における加算	介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅳ又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅳを算定している介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所については、個別リハビリテーション実施加算、重度療養管理加算及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算は算定しない。				平 12 厚告 19 の別表の 9-1 -(1) (2) (3) の 注 18

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	未	
(19) 総合医学管理加算	<p>(1) 治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合に、7日を限度として1日につき275単位を加算しているか。</p> <p>○厚生労働大臣が定める基準</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行うこと。</p> <p>ロ 診療方針、診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記録すること。</p> <p>ハ 利用者の主治の医師に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供を行うこと。</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-1 - (4) 注 1
	<p>(2) 緊急時施設療養費を算定した日は算定していないか。</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-1 - (4) 注 2
(20) 療養食加算	<p>① 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、平成 27 年厚生労働省告示第 94 号（厚生大臣が定める基準に適合する利用者等）の二十七に定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として8単位を加算しているか。</p> <p>イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されているか。</p> <p>ロ 入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われているか。</p> <p>ハ 食事の提供が、平成 27 年厚生労働省告示第 95 号（厚生労働大臣が定める基準）の三十五に定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われているか。</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-1 - (5) の注

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	懸念	
(21) 認知症専門ケア 加算	<p>平成 27 年厚生労働省告示第三号の二に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、平成 27 年厚生労働省告示第 95 号の四十二に掲げる区分に従い、1 日につき次に掲げる所定単位数を算定しているか。なお、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合に、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>イ 認知症専門ケア加算Ⅰ 3 単位</p> <p>ロ 認知症専門ケア加算Ⅱ 4 単位</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める者</p> <p>日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-1 - (6) の注
(22) 緊急時施設療養 費	<p>利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむ得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定しているか。</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-1 - (7)
ア 緊急時治療 管理	<p>① 利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行った場合に算定しているか。</p> <p>② 同一の利用者について 1 月に 1 回、連続する 3 日を限度として算定しているか。</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-1 - (7) の (一) の 注 1
イ 特定治療	<p>医科診療報酬点数表第 1 章及び第 2 章において、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 64 条第 3 項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（平成 27 年厚生労働省告示第 94 号（厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等）の二十八に定めるものを除く。）を行った場合に、当該診療に係る老人医科診療報酬点数表第 1 章及び第 2 章に定める点数に 10 円を乗じて得た額を算定しているか。</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-1 - (7) の (一) の 注 2 平 12 厚告 19 の別表の 9-1 - (7) の (二)

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	未	
(23) サービス提供体制強化加算	<p>平成 27 年厚生労働省告示第 95 号（厚生労働大臣が定める基準）の四十に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれか一つのみを算定すること。</p> <p>イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22 単位 次のいずれにも適合すること。 （一）次のいずれかに適合すること。 a 指定短期入所療養介護を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 80 以上であること。 b 指定短期入所療養介護を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数 10 年以上の介護福祉士の占める割合が 100 分の 35 以上であること。 （二）定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>ロ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18 単位 （一）指定短期入所療養介護を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 60 以上であること。 （二）定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>ハ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6 単位 次のいずれにも適合すること。 （一）次のいずれかに適合すること。 a 指定短期入所療養介護を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 以上であること。 b 指定短期入所療養介護を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が 100 分の 75 以上であること。 c 指定短期入所療養介護を行う介護老人保健施設である指</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-1 - (8) の注

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	裁当	
	<p>定短期入所療養介護事業所の指定短期入所療養介護又は介護保険施設サービスの利用者又は入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>(二) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p>				
(24) 介護職員処遇改善加算	<p>平成27年厚生労働省告示第95号（厚生労働大臣が定める基準）の四十一に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(一) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1）から（8）までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数</p> <p>(二) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1）から（8）までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数</p> <p>(三) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1）から（8）までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数</p> <p>(四) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（三）により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(五) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（三）により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>（経過措置）</p> <p>令和3年3月31日において現に改正前の介護職員処遇改善加算に係る届出を行っている事業所であって、改正後の介護職員処遇改善加算に係る届出を行っていないものにおける介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び介護職員処遇改善加算（Ⅴ）の算定については、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-1 -(9)の注

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	該当	
(25) 介護職員等特定 処遇改善加算	<p>平成 27 年厚生労働省告示第 95 号（厚生労働大臣が定める基準）の四十一の二に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(一) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（１）から（８）までにより算定した単位数の 1000 分の 21 に相当する単位数</p> <p>(二) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（１）から（８）までにより算定した単位数の 1000 分の 17 に相当する単位数</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-イ -(10)の注
<p>3 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費</p> <p>(1) 病院療養病床短期入所療養介護費</p> <p>(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費</p> <p>(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費</p> <p>(4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費</p>	<p>① 病院療養病床短期入所療養介護費及び病院療養病床経過型短期入所療養介護費並びにユニット型病院療養病床短期入所療養介護費及びユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費について、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成 27 年厚生省告示第 96 号（厚生労働大臣が定める施設基準）の十四の二又はホ又はへの基準に適合し、かつ、平成 12 年厚生省告示第 29 号（厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準）の二の口の(1)又は(2)の基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び平成 27 年厚生省告示第 96 号（厚生労働大臣が定める施設基準）の十五に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から 25 単位を控除して得た単位数を算定しているか。</p> <p>なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が平成 12 年厚生省告示第 27 号の四の口に定める基準に該当する場合は、同告示により算定しているか。</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-ロ -(1) (2) (3) (4) (5)の注 1

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	裁	
(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費	<p>② 特定病院療養病床短期入所療養介護費について、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成 27 年厚生労働省告示第 96 号（厚生労働大臣が定める施設基準）の十四のトに適合し、かつ、平成 12 年厚生労働省告示第 29 号（厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準）の二の口の(1)又は(2)を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、平成 27 年厚生労働省告示第 94 号（厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等）の二十四に定める利用者に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から 25 単位を控除して得た単位数を算定しているか。</p> <p>なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士若しくは作業療法士の員数が平成 12 年厚生労働省告示第 27 号の四の口に該当する場合は、同告示により算定しているか。</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-ロ - (1) (2) (3) (4)) (5) の注 2
	<p>③ ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費及びユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費について、平成 27 年厚生労働省告示第 96 号（厚生労働大臣が定める施設基準）の十六において準用する同告示の十一に定める施設基準を満たさない場合は、1 日につき所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定しているか。</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-ロ - (1) (2) (3) (4)) (5) の注 3
(6) 病院療養病床療養環境減算	平成 27 年厚生労働省告示第 96 号（厚生労働大臣が定める施設基準）の十九の基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、病院療養病床療養環境減算として、1 日につき 25 単位を所定単位数から減算しているか。				平 12 厚告 19 の別表の 9-ロ - (1) (2) (3) (4)) (5) の注 4

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	懸	
(7) 医療法施行規則第 49 条が適用される病院に係る減算	医師の配置について、医療法施行規則第 49 条の規定が適用されている病院については、1 日につき 12 単位を所定単位数から減算しているか。				平 12 厚告 19 の別表の 9-ロ - (1) (2) (3) (4)) (5) の注 5
(8) 夜間勤務等看護加算	<p>病院療養病床短期入所療養介護費及び病院療養病床経過型短期入所療養介護費並びにユニット型病院療養病床短期入所療養介護費及びユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費について、平成 12 年厚生省告示第 29 号（厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準）の二のロの(3)の基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>イ 夜間勤務等看護（Ⅰ） 23 単位</p> <p>ロ 夜間勤務等看護（Ⅱ） 14 単位</p> <p>ハ 夜間勤務等看護（Ⅲ） 14 単位</p> <p>ニ 夜間勤務等看護（Ⅳ） 7 単位</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-ロ - (1) (2) (3) (4)) (5) の注 6
(9) 認知症行動・心理症状緊急対応加算	病院療養病床短期入所療養介護費及び病院療養病床経過型短期入所療養介護費並びにユニット型病院療養病床短期入所療養介護費及びユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算しているか。				平 12 厚告 19 の別表の 9-ロ - (1) (2) (3) (4)) (5) の注 7
(10) 緊急短期入所受入加算	平成 27 年厚生労働省告示第 94 号（厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等）の二十五に定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算しているか。				平 12 厚告 19 の別表の 9-ロ - (1) (2) (3) (4)) (5) の注 8

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	懸念	
	ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。				
(11) 若年性認知症利用者受入加算	平成 27 年厚生労働省告示第 95 号（厚生労働大臣が定める基準）の十八に適合しているものとして都道府県知事に届けた指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、病院療養病床短期入所療養介護費及び病院療養病床経過型短期入所療養介護費並びにユニット型病院療養病床短期入所療養介護費及びユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費については、1 日につき 120 単位を、特定病院療養病床短期入所療養介護費については 1 日につき 60 単位を所定単位数に加算しているか。ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない。				平 12 厚告 19 の別表の 9-ロ -(1) (2) (3) (4) (5) の注 9
(12) 送迎加算	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき 184 単位を所定単位数に加算しているか。				平 12 厚告 19 の別表の 9-ロ -(1) (2) (3) (4) (5) の注 10
(13) 従来型個室の特例	従来型個室の利用者の内、次の要件に適合する利用者の介護報酬の適用に当たっては、多床室の報酬としているか。 イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断したもの ロ 平成 27 年厚生労働省告示第 96 号の二十一（厚生労働大臣が定める施設基準）のロ・ハ（病室の面積が 6.4 m ² 以下）に適合する従来型個室を利用する者 ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者				平 12 厚告 19 の別表の 9-ロ -(1) (2) (3) (4) (5) の注 11
(14) その他	指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注 1 及び注 6 の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注 1 及び注 6 の規定による届出があったものとみなす。				平 12 厚告 19 の別表の 9-ロ -(1) (2) (3) (4) (5) の注 12

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	未	
(15) 連続した利用	利用者が連続して 30 日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30 日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、療養病床を有する病院における短期入所療養介護費を算定していないか。				平 12 厚告 19 の別表の 9-ロ - (1) (2) (3) (4) (5) の注 13
(16) 療養食加算	次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、平成 27 年厚生労働省告示第 94 号（厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等）の二十七に定める療養食を提供したときは、1 日につき 3 回を限度として 8 単位を加算しているか。 イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されているか。 ロ 入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われているか。 ハ 食事の提供が、平成 27 年厚生労働省告示第 95 号（厚生労働大臣が定める基準）の三十五に定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われているか。				平 12 厚告 19 の別表の 9-ロ - (6) の注
(17) 認知症専門ケア加算	平成 27 年厚生労働省告示第 95 号の三の二に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、平成 27 年厚生労働省告示第 95 号の四十二に掲げる区分に従い、1 日につき次に掲げる所定単位数を算定しているか。なお、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合に、次に掲げるその他の加算を算定していないか。 イ 認知症専門ケア加算Ⅰ 3 単位 ロ 認知症専門ケア加算Ⅱ 4 単位 ※ 厚生労働大臣が定める者 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者				平 12 厚告 19 の別表の 9-ロ - (7) の注

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	未	
(18) 特定診療費	利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として平成12年厚生省告示第30号に定めるものを行った場合に、同告示に定める単位数に10円を乗じて得た額を算定しているか。				平12厚告19の別表の9-ロ(8)の注
(19) サービス提供体制強化加算	<p>平成27年厚生労働省告示第95号（厚生労働大臣が定める基準）の四十に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれか一つのみを算定すること。</p> <p>イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22単位 次のいずれにも適合すること。</p> <p>（一） 次のいずれかに適合すること。</p> <p>a 指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟（以下「療養病棟」という。）の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。</p> <p>b 指定短期入所療養介護を行う療養病棟の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上であること。</p> <p>（二） 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>ロ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18単位 （一） 指定短期入所療養介護を行う療養病棟の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。</p> <p>（二） 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>ハ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6単位 次のいずれにも適合すること。</p> <p>（一） 次のいずれかに適合すること。</p> <p>a 療養病棟の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。</p>				平12厚告19の別表の9-ロ(9)の注

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	未	
	<p>b 療養病棟の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が 100 分の 75 以上であること。</p> <p>c 指定短期入所療養介護を行う療養病棟の指定短期入所療養介護又は介護保険施設サービスの利用者又は入院患者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数 7 年以上の者の占める割合が 100 分の 30 以上であること。</p> <p>(二) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p>				
(20) 介護職員処遇改善加算	<p>平成 27 年厚生労働省告示第 95 号（厚生労働大臣が定める基準）の四十一に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(一) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1）から（9）までにより算定した単位数の 1000 分の 26 に相当する単位数</p> <p>(二) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1）から（9）までにより算定した単位数の 1000 分の 19 に相当する単位数</p> <p>(三) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1）から（9）までにより算定した単位数の 1000 分の 10 に相当する単位数</p> <p>(四) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（三）により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数</p> <p>(五) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（三）により算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数</p> <p>（経過措置）</p> <p>令和 3 年 3 月 31 日において現に改正前の介護職員処遇改善加算に係る届出を行っている事業所であって、改正後の介護職員処遇改善加算に係る届出を行っていないものにおける介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び介護職員処遇改善加算（Ⅴ）の算定については、令和 4 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例によることができる。</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-ロ - (10) の注

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	未	
(21) 介護職員等特定 処遇改善加算	<p>平成 27 年厚生労働省告示第 95 号（厚生労働大臣が定める基準）の四十一の二に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(一) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（１）から（９）までにより算定した単位数の 1000 分の 15 に相当する単位数</p> <p>(二) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（１）から（９）までにより算定した単位数の 1000 分の 11 に相当する単位数</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-ロ -(11)の注
<p>4 診療所における短期入所療養介護費</p> <p>(1) 診療所短期入所療養介護費</p> <p>(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費</p>	<p>① 診療所短期入所療養介護費及びユニット型診療所短期入所療養介護費について、診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成 27 年厚生労働省告示第 96 号（厚生労働大臣が定める施設基準）の十四のチ又はりの基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分及び平成 27 年厚生労働省告示第 96 号（厚生労働大臣が定める施設基準）の十五に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、利用者の数が平成 12 年厚生省告示第 27 号の四のハに該当する場合は、同告示により適切に算定しているか。</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-ハ -(1) (2) (3) の 注 1

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	該当	
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	② 特定診療所短期入所療養介護費について、診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成 27 年厚生労働省告示第 96 号（厚生労働大臣が定める施設基準）の十四のヌに適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、平成 27 年厚生労働省告示第 94 号（厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等）の二十四に定める利用者に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定しているか。 ただし、利用者の数が平成 12 年厚生省告示第 27 号の四のハに該当する場合は、同告示により適切に算定しているか。				平 12 厚告 19 の別表の 9-ハ -(1) (2) (3) の 注 2
	③ ユニット型診療所短期入所療養介護費について、平成 27 年厚生労働省告示第 96 号（厚生労働大臣が定める施設基準）の十六において準用する同告示の十一に定める施設基準を満たさない場合は、1 日につき所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定しているか。				平 12 厚告 19 の別表の 9-ハ -(1) (2) (3) の 注 3
(4) 診療所設備基準減算	平成 27 年厚生労働省告示第 96 号（厚生労働大臣が定める施設基準）の二十に定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、診療所設備基準減算として、1 日につき 60 単位を所定単位数から減算しているか。				平 12 厚告 19 の別表の 9-ハ -(1) (2) (3) の 注 4
(5) 食堂設備基準減算	平成 27 年厚生労働省告示第 96 号（厚生労働大臣が定める施設基準）の十九の二に定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、1 日につき 25 単位を所定単位数から減算しているか。				平 12 厚告 19 の別表の 9-ハ -(1) (2) (3) の 注 5
(6) 認知症行動・心理症状緊急対応加算	診療所短期入所療養介護費及びユニット型診療所短期入所療養介護費について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して 7 日を限度として、1 日につき 200 単位を所定単位数に加算しているか。				平 12 厚告 19 の別表の 9-ハ -(1) (2) (3) の 注 6

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	該当	
(7) 緊急短期入所受入加算	<p>平成 27 年厚生労働省告示第 94 号（厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等）の二十五に定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して 7 日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14 日）を限度として 1 日につき 90 単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-ハ-(1)(2)(3) の注 7
(8) 若年性認知症利用者受入加算	<p>平成 27 年厚生労働省告示第 95 号（厚生労働大臣が定める施設基準）の十八に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、診療所短期入所療養介護費及びユニット型診療所短期入所療養介護費については、1 日につき 120 単位を、特定診療所短期入所療養介護費については 1 日につき 60 単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない。</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-ハ-(1)(2)(3) の注 8
(9) 送迎加算	<p>利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき 184 単位を所定単位数に加算しているか。</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-ハ-(1)(2)(3) の注 9
(10) 従来型個室の特例	<p>従来型個室の利用者の内、次の要件に適合する利用者の介護報酬の適用に当たっては、多床室の報酬としているか。</p> <p>イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断したもの</p> <p>ロ 平成 27 年厚生労働省告示第 96 号（厚生労働大臣が定める施設基準）の二十一のロ・ハ（病室の面積が 6.4 m² 以下）に適合する従来型個室を利用する者</p> <p>ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-ハ-(1)(2)(3) の注 10

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	該当	
(11) その他	指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。				平 12 厚告 19 の別表の 9-ハ -(1) (2) (3) の 注 11
(12) 連続した利用	利用者が連続して 30 日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30 日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、診療所における短期入所療養介護費を算定していないか。				平 12 厚告 19 の別表の 9-ハ -(1) (2) (3) の 注 12
(13) 療養食加算	次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、平成 27 年厚生労働省告示第 94 号（厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等）の二十七に定める療養食を提供したときは、1 日につき 3 回を限度として、8 単位を加算しているか。 イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されているか。 ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われているか。 ハ 食事の提供が、平成 27 年厚生労働省告示第 95 号（厚生労働大臣が定める基準）の三十五に定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われているか。				平 12 厚告 19 の別表の 9-ハ -(4) の注
(14) 認知症専門ケア加算	平成 27 年厚生労働省告示第 95 号の三の二に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、平成 27 年厚生労働省告示第 95 号の四十二に掲げる区分に従い、1 日につき次に掲げる所定単位数を算定しているか。なお、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合に、次に掲げるその他の加算を算定していないか。 イ 認知症専門ケア加算Ⅰ 3 単位 ロ 認知症専門ケア加算Ⅱ 4 単位				平 12 厚告 19 の別表の 9-ハ -(5) の注

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	該当	
	※ 厚生労働大臣が定める者 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者				
(15) 特定診療費	利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として平成 12 年厚生労働省告示第 30 号に定めるものを行った場合に、同告示に定める単位数に 10 円を乗じて得た額を算定しているか。				平 12 厚告 19 の別表の 9-ハ -(6)の注
(16) サービス提供体制強化加算	平成 27 年厚生労働省告示第 95 号（厚生労働大臣が定める基準）の四十に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれか一つのみを算定すること。 イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22 単位 次のいずれにも適合すること。 （一）次のいずれかに適合すること。 a 指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟（以下「療養病棟」という。）の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 80 以上であること。 b 指定短期入所療養介護を行う療養病棟の介護職員の総数のうち、勤続年数 10 年以上の介護福祉士の占める割合が 100 分の 35 以上であること。 （二）定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 ロ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18 単位 （一）指定短期入所療養介護を行う療養病棟の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 60 以上であること。 （二）定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 ハ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6 単位 次のいずれにも適合すること。 （一）次のいずれかに適合すること。 a 療養病棟の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 以上であること。				平 12 厚告 19 の別表の 9-ハ -(7)の注

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	裁当	
	<p>b 療養病棟の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。</p> <p>c 指定短期入所療養介護を行う療養病棟の指定短期入所療養介護又は介護保険施設サービスの利用者又は入院患者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>(二) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p>				
(17) 介護職員処遇改善加算	<p>平成27年厚生労働省告示第95号（厚生労働大臣が定める基準）の四十一に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(一) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1）から（7）までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数</p> <p>(二) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1）から（7）までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数</p> <p>(三) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1）から（7）までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数</p> <p>(四) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（三）により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(五) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（三）により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>（経過措置）</p> <p>令和3年3月31日において現に改正前の介護職員処遇改善加算に係る届出を行っている事業所であって、改正後の介護職員処遇改善加算に係る届出を行っていないものにおける介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び介護職員処遇改善加算（Ⅴ）の算定については、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。</p>			平 12 厚告 19 の別表の 9-ハ - (8) の注	

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	該当	
(18) 介護職員等特定処遇改善加算	<p>平成 27 年厚生労働省告示第 95 号（厚生労働大臣が定める基準）の四十一の二に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(一) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（１）から（７）までにより算定した単位数の 1000 分の 15 に相当する単位数</p> <p>(二) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（１）から（７）までにより算定した単位数の 1000 分の 11 に相当する単位数</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-ハ-(9)の注
<p>5 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費</p> <p>(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費</p> <p>(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費</p> <p>(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費</p>	<p>① 認知症疾患型短期入所療養介護費、認知症疾患型経過型短期入所療養介護費及びユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費について、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成 27 年厚生労働省告示第 96 号（厚生労働大臣が定める施設基準）の十四のル又はヲ又はワの基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び平成 27 年厚生労働省告示第 96 号（厚生労働大臣が定める施設基準）の十五に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の数及び平成 12 年厚生労働省告示第 27 号の四のロの定める基準に該当する場合は、同告示に定めるところにより算定しているか。</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-ニ-(1)(2)(3)(4)の注 1

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	裁 当	
(4) 特定認知症患者型短期入所療養介護費	② 特定認知症患者型短期入所療養介護費について、老人性認知症患者療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成 27 年厚生労働省告示第 96 号（厚生労働大臣が定める施設基準）の十四の力に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症患者療養病棟において、平成 27 年厚生労働省告示第 94 号（厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等）の二十四に定める利用者に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 ただし、利用者の数が平成 12 年厚生労働省告示第 27 号の四のロに該当する場合は、同告示により算定しているか。				平 12 厚告 19 の別表の 9- - (1) (2) (3) (4) の注 2
	③ ユニット型認知症患者型療養病床短期入所療養介護費について、平成 27 年厚生労働省告示第 96 号（厚生労働大臣が定める施設基準）の十六において準用する同告示の九に定める施設基準を満たさない場合は、1 日につき所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定しているか。				平 12 厚告 19 の別表の 9- - (1) (2) (3) (4) の注 3
(5) 緊急短期入所受入加算	平成 27 年厚生労働省告示第 94 号（厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等）の二十五に定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して 7 日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14 日）を限度として 1 日につき 90 単位を所定単位数に加算しているか。				平 12 厚告 19 の別表の 9- - (1) (2) (3) (4) の注 4
(6) 送迎加算	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき 184 単位を所定単位数に加算しているか。				平 12 厚告 19 の別表の 9- - (1) (2) (3) (4) の注 5
(7) 従来型個室の特例	従来型個室の利用者の内、次の要件に適合する利用者の介護報酬の適用に当たっては、多床室の報酬としているか。 イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断したもの ロ 平成 27 年厚生労働省告示第 96 号（厚生労働大臣が定める施設基準）の二十一のロ・ニ（病室の面積が 6.4 m ² 以下）に適合する従来型個室を利用する者				平 12 厚告 19 の別表の 9- - (1) (2) (3) (4) の注 6

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	該当	
	ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者				
(8) その他	指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。				平 12 厚告 19 の別表の 9- - (1) (2) (3) (4) の注 7
(9) 連続した利用	利用者が連続して 30 日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30 日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費を算定していないか。				平 12 厚告 19 の別表の 9- - (1) (2) (3) (4) の注 8
(10) 療養食加算	次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、平成 27 年厚生労働省告示第 94 号（厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等）の二十七に定める療養食を提供したときは、1 日につき 3 回を限度として、8 単位を加算しているか。 イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されているか。 ロ 入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われているか。 ハ 食事の提供が、平成 27 年厚生労働省告示第 95 号（厚生労働大臣が定める基準）の三十五に定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われているか。				平 12 厚告 19 の別表の 9- - (5) の注
(11) 特定診療費	利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として平成 12 年厚生労働省告示第 30 号に定めるものを行った場合に、同告示に定める単位数に 10 円を乗じて得た額を算定しているか。				平 12 厚告 19 の別表の 9- - (6) の注

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	該当	
(12) サービス提供体制強化加算	<p>平成 27 年厚生労働省告示第 95 号（厚生労働大臣が定める基準）の四十に適合しているものとして都道府県知事に届けた指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれか一つのみを算定すること。</p> <p>イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22 単位 次のいずれにも適合すること。</p> <p>（一）次のいずれかに適合すること。</p> <p>a 指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟（以下「療養病棟」という。）の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 80 以上であること。</p> <p>b 指定短期入所療養介護を行う療養病棟の介護職員の総数のうち、勤続年数 10 年以上の介護福祉士の占める割合が 100 分の 35 以上であること。</p> <p>（二）定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>ロ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18 単位 （一）指定短期入所療養介護を行う療養病棟の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 60 以上であること。</p> <p>（二）定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>ハ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6 単位 次のいずれにも適合すること。</p> <p>（一）次のいずれかに適合すること。</p> <p>a 療養病棟の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 以上であること。</p> <p>b 療養病棟の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が 100 分の 75 以上であること。</p> <p>c 指定短期入所療養介護を行う療養病棟の指定短期入所療養介護又は介護保険施設サービスの利用者又は入院患者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数 7 年以上の者の占める割合が 100 分の 30 以上であること。</p> <p>（二）定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9- - (7) の注

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	懸念	
(13) 介護職員処遇改善加算	<p>平成 27 年厚生労働省告示第 95 号（厚生労働大臣が定める基準）の四十一に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(一) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（１）から（７）までにより算定した単位数の 1000 分の 26 に相当する単位数</p> <p>(二) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（１）から（７）までにより算定した単位数の 1000 分の 19 に相当する単位数</p> <p>(三) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（１）から（７）までにより算定した単位数の 1000 分の 10 に相当する単位数</p> <p>(四) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（三）により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数</p> <p>(五) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（三）により算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数</p> <p>（経過措置）</p> <p>令和 3 年 3 月 31 日において現に改正前の介護職員処遇改善加算に係る届出を行っている事業所であって、改正後の介護職員処遇改善加算に係る届出を行っていないものにおける介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び介護職員処遇改善加算（Ⅴ）の算定については、令和 4 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例によることができる。</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9- - (8) の注
(14) 介護職員等特定処遇改善加算	<p>平成 27 年厚生労働省告示第 95 号（厚生労働大臣が定める基準）の四十一の二に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(一) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（１）から（７）までにより算定した単位数の 1000 分の 15 に相当する単位数</p> <p>(二) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（１）から（７）までにより算定した単位数の 1000 分の 11 に相当する単位数</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9- - (9) の注

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	懸念	
<p>6 介護医療院における短期入所療養介護費</p> <p>(1) 介護医療院短期入所療養介護費</p> <p>(2) ユニット型介護医療院短期入所療養介護費</p> <p>(3) 特定介護医療院短期入所療養介護費</p>	<p>① 介護医療院短期入所療養介護費及びユニット型介護医療院短期入所療養介護費について、平成 27 年厚生労働省告示第 96 号（厚生労働大臣が定める施設基準）の十四のヨ～ネのいずれかに適合し、かつ、平成 12 年厚生労働省告示第 29 号（厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準）の二のハを満たすものとして都道府県知事に届け出た介護医療院である指定短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び平成 27 年厚生労働省告示第 96 号（厚生労働大臣が定める施設基準）の十五に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>② 特定介護医療院短期入所療養介護費について、平成 27 年厚生労働省告示第 96 号（厚生労働大臣が定める施設基準）の十四のナに適合し、かつ、平成 12 年厚生労働省告示第 29 号（厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準）の二のハを満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所において、平成 27 年厚生労働省告示第 94 号（厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等）の二十四に定める利用者に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から 25 単位を控除して得た単位数を算定しているか。</p> <p>なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が平成 12 年厚生省告示第 27 号の四の二に該当する場合は、同告示により算定しているか。</p> <p>③ ユニット型介護医療院短期入所療養介護費について、平成 27 年厚生労働省告示第 96 号（厚生労働大臣が定める施設基準）の十六において準用する同告示の十一に定める施設基準を満たさない場合は、1 日につき所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定しているか。</p>				<p>平 12 厚告 19 の別表の 9-ホ - (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) の 注 1</p> <p>平 12 厚告 19 の別表の 9-ホ - (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) の 注 2</p> <p>平 12 厚告 19 の別表の 9-ホ - (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) の 注 3</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	該当	
(4) 療養環境減算	<p>平成 27 年厚生労働省告示第 96 号の十九の三に定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、療養環境減算として、当該施設基準に掲げる区分に従い、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>イ 療養環境減算(Ⅰ) 25 単位 ロ 療養環境減算(Ⅱ) 25 単位</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-ホ(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)の注 4
(5) 夜間勤務等看護	<p>平成 12 年厚生労働省告示第 29 号(厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準)の二のハ(3)を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) 23 単位 ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ) 14 単位 ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) 14 単位 ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ) 7 単位</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-ホ(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)の注 5
(6) 認知症行動・心理症状緊急対応加算	<p>介護医療院短期入所療養介護費及びユニット型介護医療院短期入所療養介護費について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から 7 日を限度として、1 日につき 200 単位を所定単位数に加算しているか。</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-ホ(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)の注 6
(7) 緊急短期入所受入加算	<p>平成 27 年厚生労働省告示第 94 号(厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等)の二十五に定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して 7 日(利用者の日所生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14 日)を限度として 1 日につき 90 単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない。</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-ホ(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)の注 7

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	該当	
(8) 若年性認知症利用者受入加算	平成 27 年厚生労働省告示第 95 号（厚生労働大臣が定める基準）の十八に適合しているものとして都道府県知事に届けた指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として介護医療院短期入所療養介護費及びユニット型介護医療院短期入所療養介護費については 1 日につき 120 単位を、特定介護医療院短期入所療養介護費については 1 日につき 60 単位を所定単位数に加算しているか。 ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない。				平 12 厚告 19 の別表の 9-ホ - (1) (2) (3) (4)) (5) (6) (7) の注 8
(9) 送迎加算	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき 184 単位を所定単位数に加算しているか。				平 12 厚告 19 の別表の 9-ホ - (1) (2) (3) (4)) (5) (6) (7) の注 9
(10) 従来型個室の特例	従来型個室の利用者の内、次の要件に適合する利用者の介護報酬の適用に当たっては、多床室の報酬としているか。 イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断したもの ロ 平成 27 年厚生労働省告示第 96 号（厚生労働大臣が定める施設基準）の二十一の二に適合する従来型個室を利用する者 ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者				平 12 厚告 19 の別表の 9-ホ - (1) (2) (3) (4)) (5) (6) (7) の注 10

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	懸念	
(11) その他	指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注5の規定による届出に相当する介護医療院サービスに係る届出があったときは、注1及び注5の規定による届出があったものとみなす。				平 12 厚告 19 の別表の 9-ホ - (1) (2) (3) (4)) (5) (6) (7) の 注 1 1
(12) 連続した利用	利用者が連続して 30 日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30 日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護について、介護医療院における短期入所療養介護費を算定していないか。				平 12 厚告 19 の別表の 9-ホ - (1) (2) (3) (4)) (5) (6) (7) の 注 1 2
(13) 特別介護医療院における加算	特別介護医療院短期入所療養介護費又はユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費を算定している介護医療院である指定短期入所療養介護事業所については、特別診療費を算定していないか。				平 12 厚告 19 の別表の 9-ホ - (1) (2) (3) (4)) (5) (6) (7) の 注 1 3
(14) 療養食加算	<p>① 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、平成 27 年厚生労働省告示第 94 号（厚生大臣が定める基準に適合する利用者等）の二十七に定める療養食を提供したときは、1 日につき 3 回を限度として 8 単位を加算しているか。</p> <p>イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されているか。</p> <p>ロ 入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われているか。</p> <p>ハ 食事の提供が、平成 27 年厚生労働省告示第 95 号（厚生労働大臣が定める基準）の三十五に定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われているか。</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-ホ - (8) の注

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	該当	
<p>(15) 緊急時施設療養費</p> <p>イ 緊急時治療管理</p> <p>ロ 特定治療</p>	<p>利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定しているか。</p> <p>(1日につき511単位)</p> <p>① 利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行った場合に算定しているか。</p> <p>② 同一の利用者について1月に1回、連続する3日を限度として算定しているか。</p> <p>医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第57条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療(平成27年厚生労働省告示第94号(厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等)の二十八に定めるものを除く。)を行った場合に、当該診療に係る老人医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定しているか。</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-ホ -(9)の注
<p>(16) 認知症専門ケア加算</p>	<p>平成27年厚生労働省告示第95号の四十二に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、平成27年厚生労働省告示第95号の四十二に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を算定しているか。なお、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合に、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>イ 認知症専門ケア加算Ⅰ 3単位</p> <p>ロ 認知症専門ケア加算Ⅱ 4単位</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める者</p> <p>日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-ホ -(10)の注

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	未	
(17) 重度認知症疾患療養体制加算	<p>平成 27 年厚生労働省告示第 96 号の二十一の三に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、利用者に対して、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ 1 日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>① 重度認知症疾患療養体制加算（Ⅰ）</p> <p>イ 要介護 1 又は要介護 2 140 単位</p> <p>ロ 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 40 単位</p> <p>② 重度認知症疾患療養体制加算（Ⅱ）</p> <p>イ 要介護 1 又は要介護 2 200 単位</p> <p>ロ 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 100 単位</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-ホ - (11) の注
(18) 特別療養費	<p>利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として、平成 20 年厚生労働省告示第 273 号（特別療養費に係る指導管理等及び単位数）に定めるものを行った場合に、同告示に定める単位数に 10 円を乗じて得た額を所定単位数に加算しているか。</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-ホ - (12) の注
(19) サービス提供体制強化加算	<p>平成 27 年厚生労働省告示第 95 号（厚生労働大臣が定める基準）の四十に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれか一つのみを算定すること。</p> <p>イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22 単位</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>（一）次のいずれかに適合すること。</p> <p>a 指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟（以下「療養病棟」という。）の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 80 以上であること。</p> <p>b 指定短期入所療養介護を行う療養病棟の介護職員の総数のうち、勤続年数 10 年以上の介護福祉士の占める割合が 100 分の 35 以上であること。</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-ホ - (13) の注

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	未	
	<p>ニ) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>ロ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18 単位</p> <p>（一）指定短期入所療養介護を行う療養病棟の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。</p> <p>（二）定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>ハ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6 単位</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>（一）次のいずれかに適合すること。</p> <p>a 療養病棟の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。</p> <p>b 療養病棟の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。</p> <p>c 指定短期入所療養介護を行う療養病棟の指定短期入所療養介護又は介護保険施設サービスの利用者又は入院患者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>（二）定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p>				
(20) 介護職員処遇改善加算	<p>平成27年厚生労働省告示第95号（厚生労働大臣が定める基準）の四十一に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>（一）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1）から（13）までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数</p> <p>（二）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1）から（13）までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数</p> <p>（三）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1）から（13）までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-ホ -(14)の注

主 眼 事 項	着 眼 点	確 認 結 果			根拠法令
		適	否	裁当	
	<p>(四) 介護職員処遇改善加算 (IV) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(五) 介護職員処遇改善加算 (V) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>(経過措置)</p> <p>令和3年3月31日において現に改正前の介護職員処遇改善加算に係る届出を行っている事業所であって、改正後の介護職員処遇改善加算に係る届出を行っていないものにおける介護職員処遇改善加算 (IV) 及び介護職員処遇改善加算 (V) の算定については、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。</p>				
(21) 介護職員等特定 処遇改善加算	<p>平成27年厚生労働省告示第95号（厚生労働大臣が定める基準）の四十一の二に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(一) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</p> <p>(二) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数</p>				平 12 厚告 19 の別表の 9-ホ -(15)の注